

議題：第7号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

教育委員会内におけるICTに係る各課の事業について、連携して計画的に推進する必要があることから、総務課で総括管理を行う。

また、中学校部活動の地域移行について、令和8年度の完全移行に向けて円滑かつ効率的に推進する必要があることから、スポーツ課で運営を行う。

このため、甲府市教育委員会事務分掌規則について、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 総務課の事務分掌に「教育ICTの総括管理に関すること。」を新設する。
- (2) スポーツ課の事務分掌に「中学校部活動の地域移行の運営に関すること。」を新設する。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和6年3月臨時教育委員会（3月27日開催）

議題：第7号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育総室、総務課の項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 教育ICTの総括管理に関する事。

別表生涯学習室、スポーツ課の項に次の1号を加える。

(10) 中学校部活動の地域移行の運営に関する事。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議題：第7号

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
○甲府市教育委員会事務分掌規則 平成8年3月31日 教委規則第1号			○甲府市教育委員会事務分掌規則 平成8年3月31日 教委規則第1号		
別表			別表		
室等	課等	分掌事務	室等	課等	分掌事務
教育総室	総務課	(1) 部内の文書の総括管理に関すること。 (2) 公印の管理に関すること。 (3) 教育長及び教育委員の秘書及び渉外に関すること。 (4) 教育委員会の会議に関すること。 (5) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (6) 都市教育長会及び市町村教育委員会連合会との連絡調整に関すること。 (7) 職員（教員を除く。）の人事、給与及び表彰に関すること。 (8) 規則等の制定及び改廃に関すること。 (9) 職員の安全衛生に関すること。	教育総室	総務課	(1) 部内の文書の総括管理に関すること。 (2) 公印の管理に関すること。 (3) 教育長及び教育委員の秘書及び渉外に関すること。 (4) 教育委員会の会議に関すること。 (5) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (6) 都市教育長会及び市町村教育委員会連合会との連絡調整に関すること。 (7) 職員（教員を除く。）の人事、給与及び表彰に関すること。 (8) 規則等の制定及び改廃に関すること。 (9) 職員の安全衛生に関すること。

議題：第7号

		(10) 組織の総合調整に関する事 (11) 物品等の購入契約及び検収に関する事 (12) 物品の出納及び管理に関する事 (13) 教育財産の総括管理に関する事 (14) 教育行政に関する相談に関する事 <u>(15) 教育ICTの総括管理に関する事。</u> <u>(16) 学校規模適正化に関する事。</u> <u>(17) 部内の庶務に関する事。</u>			(10) 組織の総合調整に関する事 (11) 物品等の購入契約及び検収に関する事 (12) 物品の出納及び管理に関する事 (13) 教育財産の総括管理に関する事 (14) 教育行政に関する相談に関する事 <u>(新設)</u> <u>(15) 学校規模適正化に関する事。</u> <u>(16) 部内の庶務に関する事。</u>
	学校教育課	(略)		学校教育課	(略)
	学事課	(略)		学事課	(略)
	教育施設課	(略)		教育施設課	(略)
生涯学習室	生涯学習課	(略)	生涯学習室	生涯学習課	(略)
	歴史文化財課	(略)		歴史文化財課	(略)
	スポーツ課	(1) スポーツ振興及び奨励に関する事。 (2) スポーツ関係団体に関する事。 (3) スポーツ推進審議会に関する事。 (4) スポーツ推進委員に関する事。 (5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関する事。 (6) 夜間照明施設に関する事。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。		スポーツ課	(1) スポーツ振興及び奨励に関する事。 (2) スポーツ関係団体に関する事。 (3) スポーツ推進審議会に関する事。 (4) スポーツ推進委員に関する事。 (5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関する事。 (6) 夜間照明施設に関する事。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。

議題：第7号

	<p>こと。</p> <p>(8) 校庭開放事業の運営に関する事。</p> <p>(9) スポーツ施設の企画、整備に関する事。</p> <p><u>(10) 中学校部活動の地域移行の運営に関する事。</u></p>		<p>こと。</p> <p>(8) 校庭開放事業の運営に関する事。</p> <p>(9) スポーツ施設の企画、整備に関する事。</p> <p>(新設)</p>
図書館	(略)	図書館	(略)

議題：第8号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について（原案）

1 改正理由

中学校部活動の地域移行について、令和8年度の完全移行に向けて円滑かつ効率的に進めるため、スポーツ課で運営を行うことから、甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正を行う。

2 主な改正内容

中学校部活動の地域移行について、スポーツ課で運営を行うことから、当該業務に関する事項を甲府市教育委員会事務局事案決定規程に加える。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和6年3月臨時教育委員会（3月27日開催）

議題：第8号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、スポーツの表に次のように加える。

4 中学校部活動の地域移行の運営に関する事項				
(1) 中学校部活動の地域移行の運営に関すること。	重要	一般的	軽易	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議題：第8号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年教育委員会規程第1号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
○甲府市教育委員会事務局事案決定規程 昭和48年4月28日 教委規程第1号					○甲府市教育委員会事務局事案決定規程 昭和48年4月28日 教委規程第1号				
別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案					別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案				
スポーツ					スポーツ				
項目	決定区分			備考	項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長			部長	室長	課長	
1 スポーツの振興に関する事項					1 スポーツの振興に関する事項				
(1) スポーツの普及、奨励、実施に関すること。			○		(1) スポーツの普及、奨励、実施に関すること。			○	
(2) スポーツ関係団体の指導育成に関すること。			○		(2) スポーツ関係団体の指導育成に関すること。			○	
(3) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。			○		(3) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。			○	
(4) スポーツ推進委員の研修に関すること。			○		(4) スポーツ推進委員の研修に関すること。			○	
(5) スポーツ器具の貸与			○		(5) スポーツ器具の貸与			○	

議題：第8号

に関すること。					に関すること。				
2 運動施設の運営管理に関する事項					2 運動施設の運営管理に関する事項				
(1) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の使用許可に関すること。			○		(1) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の使用許可に関すること。			○	
(2) 夜間照明施設の使用許可に関すること。			○		(2) 夜間照明施設の使用許可に関すること。			○	
3 校庭開放事業に関する事項					3 校庭開放事業に関する事項				
(1) 実施校との連絡、運営管理に関すること。			○		(1) 実施校との連絡、運営管理に関すること。			○	
<u>4 中学校部活動の地域移行の運営に関する事項</u>					(新設)				
<u>(1) 中学校部活動の地域移行の運営に関すること。</u>	<u>重要</u>	<u>一般的</u>	<u>軽易</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

議題：第9号

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について（原案）

1 改正の理由及び改正規則

(1) 改正理由

本市では、令和5年度に学校運営協議会を市立の全小中学校に設置したところであるが、学校運営協議会の委員の報酬は無償としていた。

しかし、学校運営協議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員の身分を有しており、報酬を支払うこととされていることから、令和6年度から報酬を支払うため、甲府市議会令和6年度3月定例会において「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の改正を行い、これに伴い、甲府市学校運営協議会規則の一部についても、報酬の支払い等に関する規定を追記する必要があることから改正するものである。

(2) 改正する規則

甲府市学校運営協議会規則（令和2年3月教委規則第2号）

2 改正の主な内容

学校運営協議会委員の報酬を年額で10,000円とする。

3 施行期日

令和6年4月1日から適用する。

4 教育委員会への議題時期

令和6年3月臨時教育委員会

議題：第9号

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松田昌樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

甲府市学校運営協議会規則（令和2年3月教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「無償とする」を「甲府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の定めるところによる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 年度途中で委員を交代した場合の報酬は、月割計算により支払うものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から適用する。

議題：第9号

甲府市学校運営協議会規則（令和2年教委規則第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>略</p> <p>（委員の身分及び報酬）</p> <p>第10条 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。</p> <p>2 委員の報酬は<u>甲府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>年度途中で委員を交代した場合の報酬は、月割計算により支払うものとする。</u></p>	<p>略</p> <p>（委員の身分及び報酬）</p> <p>第10条 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。</p> <p>2 委員の報酬は<u>無償とする。</u></p>

議題：第10号

「甲府市社会教育指導員に関する規則」の一部改正について（原案）

1 改正理由

甲府市社会教育指導員の選任の条件の1つとして「年齢は65歳未満である者」としている。

令和5年4月1日より地方公務員法の定年引き上げに関する関係条例が改正・施行され、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった。

また、年齢により一律に制限を設けることは平等な機会均等の観点から避けるべきであり、年齢にとらわれず社会教育の指導層の充実を図るための適正な選任とするため、年齢に関する項目を削除する。

2 改正内容

- (1) 「年齢は65歳未満である者」を削除する。
- (2) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 提案時期

令和6年3月臨時教育委員会

議題：第10号

甲府市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市社会教育指導員に関する規則（昭和47年4月教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議題：第10号

甲府市社会教育指導員に関する規則（昭和47年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○甲府市社会教育指導員に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和47年4月15日 教委規則第8号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成10年4月10日教委規則第3号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（選任の条件）</p> <p>第4条 指導員は、次の条件を満たす者を選任する。</p> <p style="text-align: center;">（平10教委規則3・改）</p> <p>(1) 健康で、かつ、活動的である者</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p><u>(2)</u> 社会教育又は学校教育に関する知識、経験を有する者</p> <p><u>(3)</u> 住民から信頼される者</p> <p><u>(4)</u> 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p><u>(その他)</u></p>	<p>○甲府市社会教育指導員に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和47年4月15日 教委規則第8号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成10年4月10日教委規則第3号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（選任の条件）</p> <p>第4条 指導員は、次の条件を満たす者を選任する。</p> <p style="text-align: center;">（平10教委規則3・改）</p> <p>(1) 健康で、かつ、活動的である者</p> <p><u>(2) 年齢は65歳未満である者</u></p> <p><u>(3)</u> 社会教育又は学校教育に関する知識、経験を有する者</p> <p><u>(4)</u> 住民から信頼される者</p> <p><u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者</p> <p>第5条～第6条（略）</p>

議題：第10号

<p><u>第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

議題：11号

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程について（原案）

1 改正理由

公民館職員は、公民館使用料の入金業務や本庁舎への文書送付など毎日のように公用で外出する必要があるが、各公民館には自動車の長期貸付車がなく、公共交通機関等を使用することは業務の著しい停滞を招くため困難である。

そのため、公民館職員の私有車を公務で使用できるよう、規程の一部を改正する。

2 改正内容

- (1) 公民館において私有車の公務使用ができるよう改正する。
- (2) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 提案時期

令和6年3月臨時教育委員会

議題：第11号

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程をここに公布する。

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会私有車公務使用規程（昭和53年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「学校教育課長、」の次に「公民館にあつては生涯学習課長、」を加える。

第11条第3項中「私有車公務使用許可・借上書」の次に「又は私有車公務継続使用許可・借上書」を加える。

第1号様式中「の損害賠償について7,000万円（原動機付自転車については5,000万円）以上及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について200万円（原動機付自転車については100万円）以上」を「及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について無制限（原動機付自転車も含む。）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議題：第 11 号

甲府市教育委員会私有車公務使用規程（昭和 53 年教育委員会規程第 1 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○甲府市教育委員会私有車公務使用規程</p> <p style="text-align: right;">昭和 53 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">教委規程第 1 号</p> <p>改正 昭和 53 年 12 月 12 日教委規程第 4 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 年 3 月 31 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 3 年 3 月 29 日教委規程第 4 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 4 年 3 月 31 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 5 年 3 月 29 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 8 年 3 月 31 日教委規程第 7 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 9 年 2 月 26 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 11 年 5 月 25 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 13 年 3 月 30 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 15 年 3 月 31 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 17 年 3 月 31 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 18 年 3 月 31 日教委規程第 3 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 20 年 3 月 28 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 4em;">令和 2 年 3 月 31 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 4em;">令和 3 年 3 月 24 日教委規程第 2 号</p>	<p>○甲府市教育委員会私有車公務使用規程</p> <p style="text-align: right;">昭和 53 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">教委規程第 1 号</p> <p>改正 昭和 53 年 12 月 12 日教委規程第 4 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 年 3 月 31 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 3 年 3 月 29 日教委規程第 4 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 4 年 3 月 31 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 5 年 3 月 29 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 8 年 3 月 31 日教委規程第 7 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 9 年 2 月 26 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 11 年 5 月 25 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 13 年 3 月 30 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 15 年 3 月 31 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 17 年 3 月 31 日教委規程第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 18 年 3 月 31 日教委規程第 3 号</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 20 年 3 月 28 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 4em;">令和 2 年 3 月 31 日教委規程第 2 号</p> <p style="padding-left: 4em;">令和 3 年 3 月 24 日教委規程第 2 号</p>

議題：第11号

令和5年12月27日教委規程第4号

第1条～第3条 (略)

(私有車の公務使用の手続き)

第4条 職員は、出張する場合において、私有車を使用しようとするときは、私有車公務使用申請書(第1号様式)又は私有車公務継続使用申請書(第2号様式)により申請し、行政経営部契約管財室管財課長(教育研修所にあつては学校教育課長、公民館にあつては生涯学習課長、図書館にあつては図書館長、市立の学校にあつては、学校長とする。以下「管財課長等」という。)の許可及び当該私有車の借上げ(以下「許可等」という。)を受けなければならない。この場合において、当該職員は、あらかじめ、その上司(職員が部長又は課長等以外の場合は、当該職員が所属する担当の課長等とする。以下同じ。)から当該私有車の公務使用が許可になった際に運転を命ずる旨の命令を受けていなければならない。

第2項 (略)

(私有車の公務使用の許可基準、借上げ及び状況報告)

第5条～第10条 (略)

(借上料)

第11条 第1項、第2項 (略)

3 借上料の請求は、前条に規定する走行距離確認の後、管財課長等の指定する請求書に私有車公務使用許可・借上書又は私有車公務継続使用許可・借上書を添付し、管財課長等に提出してしなければならない。

令和5年12月27日教委規程第4号

第1条～第3条 (略)

(私有車の公務使用の手続き)

第4条 職員は、出張する場合において、私有車を使用しようとするときは、私有車公務使用申請書(第1号様式)又は私有車公務継続使用申請書(第2号様式)により申請し、行政経営部契約管財室管財課長(教育研修所にあつては学校教育課長、_____図書館にあつては図書館長、市立の学校にあつては、学校長とする。以下「管財課長等」という。)の許可及び当該私有車の借上げ(以下「許可等」という。)を受けなければならない。この場合において、当該職員は、あらかじめ、その上司(職員が部長又は課長等以外の場合は、当該職員が所属する担当の課長等とする。以下同じ。)から当該私有車の公務使用が許可になった際に運転を命ずる旨の命令を受けていなければならない。

第2項 (略)

(私有車の公務使用の許可基準、借上げ及び状況報告)

第5条～第10条 (略)

(借上料)

第11条 第1項、第2項 (略)

3 借上料の請求は、前条に規定する走行距離確認の後、管財課長等の指定する請求書に私有車公務使用許可・借上書_____を添付し、管財課長等に提出してしなければならない。

議題：第11号

第12条～第13条 (略)

第12条～第13条 (略)

議題：第11号

第1号様式(第4条、第5条関係)

(表)

私有車公務使用 申請書 許可・借上				決定欄	
甲府市教育委員会私有車公務使用規程の規定に基づき、次のとおり私有車を使用したいので許可及び借上げを願います。 なお、同規程第5条第1項の規定に違反していないこと及び第7条の規定を遵守することを誓約します。 年 月 日					
教育委員会		担当 学校		申請者 (私有車を使用する者) ㊟	
乗車人員及び氏名		使用日時	年月日 (自) 時 分 (至) 時 分		
私有車を使用する具 体的理由及び目的		行 先 経 路			
自動車等の種別及び 排 気 量		cc	帰庁メーター	km	確 認 者
車名及び登録番号			出発時メーター	km	
所有者及び使用者名			走行距離	km	
() 担当職員 () 学校職員 () に私有車の運転を命令する。 年 月 日 教育委員会 担当 学校 ㊟					
上記のとおり私有車の使用を許可、借上げをする。 年 月 日 管財課長等 担当 学校 ㊟					

議題：第11号

(裏)

許 可 及 び 借 上 げ の 基 準 の 確 認 事 項 (レ印で記入すること)			
確 認 事 項		上 司 確 認 欄	管 財 課 長 等 確 認 欄
1	当該出張について、庁用車が使用できないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	通常の交通機関(タクシー等を含む。)を使用した場合においては、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	当該出張が、山梨県内の地域であり、かつ、宿泊を要しないものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	当該出張が、正規の勤務時間内であること。ただし、緊急その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	当該職員が、当該私有車と同種(道路運送車両法第3条に規定する種別による同種のものをいう。)の自動車又は原動機付自転車について、2年以上(総排気量が0.1リットル以下のものについては、6箇月以上とする。)の実際の運転経験があり、かつ過去1年以内において道路交通法に違反する事実を理由として懲戒処分を受け、又は同法第6章第6節の規定により免許の取消し、停止等の処分を受け、若しくは同法第8章の規定により刑罰に処せられたことがないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	当該私有車について、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の契約を締結していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	前号に定めるもののほか、当該私有車の運行によって、他人の生命又は身体を害したとき <u>及び他人の財産に損害を与えた時の損害賠償について無制限(原動機付自転車も含む。)</u> の保険契約を締結していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	当該私有車が道路運送車両法第3章に規定する保安基準に適合し、かつ、車両の整備及び検査が適確に行われていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>